



令和8年1月26日

板橋区議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員  
田中 いさお

東京都後期高齢者医療広域連合議会について（報告）

このことについて、令和7年11月28日付け7東広総総第550号にて東京都後期高齢者医療広域連合長より、令和7年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決結果の報告を受けたので、下記のとおり報告いたします。

記

令和7年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会付議状況

令和7年11月28日開催

| 議案番号等  | 件名  | 要旨  | 議決結果等 |
|--------|---|---|-------|
| 同意第5号  | 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について                | 広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、識見を有する者のうちから監査委員として、弓場宏之氏を選任することの同意を求めるもの。                 | 同意    |
| 認定第1号  | 令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について        | 歳入決算額 11,048,256,608 円<br>歳出決算額 10,961,846,095 円<br>差引残額 86,410,513 円           | 認定    |
| 認定第2号  | 令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 歳入決算額 1,656,632,851,204 円<br>歳出決算額 1,631,441,924,317 円<br>差引残額 25,190,926,887 円 | 認定    |
| 議案第19号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）            | 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,923,280千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,647,950千円とする。            | 原案可決  |

| 議案番号等    | 件名  | 要旨  | 議決結果等 |
|----------|---|---|-------|
| 議案第 20 号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）         | 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,927,979千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,666,127,381千円とする。  | 原案可決  |
| 議案第 21 号 | 訴えの提起について                                       | 東京都後期高齢者医療広域連合は、相手方に対して、不正行為により発生した損害の賠償を求め、地方自治法第240条第2項及び債権管理条例第9条の規定に基づき、訴えを提起するもの。  | 原案可決  |
| 議案第 22 号 | 訴えの提起について                                       | 東京都後期高齢者医療広域連合は、相手方に対して、不正行為により発生した損害の賠償を求め、地方自治法第240条第2項及び債権管理条例第9条の規定に基づき、訴えを提起するもの。  | 原案可決  |
| 議案第 23 号 | 訴えの提起について                                       | 東京都後期高齢者医療広域連合は、相手方に対して、不正行為により発生した損害の賠償を求め、地方自治法第240条第2項及び債権管理条例第9条の規定に基づき、訴えを提起するもの。  | 原案可決  |
| 議案第 24 号 | 訴えの提起について                                       | 東京都後期高齢者医療広域連合は、相手方に対して、不正行為により発生した損害の賠償を求め、地方自治法第240条第2項及び債権管理条例第9条の規定に基づき、訴えを提起するもの。  | 原案可決  |
| 議案第 25 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例             | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与等については、特別区職員の給与体系に準拠することが設立時からの運用となっている。令和7年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、東京都後期高齢者医療広域連合職員に係る期末手当・勤勉手当の支給月数及び給料表を改定するため、条例改正を行う。 | 原案可決  |
| 議案第 26 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当について、正規職員の改定内容を踏まえ、支給月数を改定するため、条例改正を行う。   | 原案可決  |